

別紙

諮問第947号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」外1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和〇年〇月〇日に〇〇警察署の警察官に取り扱われた際の110番処理簿」の開示請求に対し、警視総監が令和3年6月18日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年3月3日に審査会に諮問された。

審査会は、実施機関から令和4年11月15日に理由説明書を収受し、同月22日（第205回第三部会）及び同年12月22日（第206回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「処理事案名」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」及び「処理てん末状況」等の欄から構成されている。

実施機関によると、これらの欄のうち、「通報場所」欄には通報者が通報を行った場所が、「通報者」欄には目撃者、当事者といった通報者の種別が、「通報局」欄には通報に用いられた基地局名が、「通知電話番号」欄には通報に用いられた電話番号が、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」欄には通報者の氏名や事件の内容等の通報内容が、「処理てん末状況」欄には事案の概要、処理てん末のほか、事案を取り扱った警察官が関係者等から聴取した氏名・住所などの人定情報等が、「処理事案名」欄には通報に基づき行った処理結果から警察官が評価又は判断した事案名が、それぞれ記載されるとのことである。

#### イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る保有個人情報は、審査請求人以外の個人が110番通報を行った、審査請求人を当事者に含む「110番処理簿（〇〇警察署、令和〇年〇月〇日、整理番号〇〇）」及び「110番処理簿（〇〇警察署、令和〇年〇月〇日、整理番号〇〇）」（以下、まとめて「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、警察職員の氏名及び印影は条例16条2号及び4号に該当し、「入電事案名」欄、「通報場所」欄、「通報者」欄、「通報局」欄、「通知電話番号」欄、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」欄及び「処理てん末状況」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報1」という。）は同条2号及び6号に該当し、「処理事案名」欄（以下「本件非開示情報2」という。）は同条6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

#### ウ 審査会の審議事項について

審査請求書によれば、審査請求人は、「非開示部分とされた警察職員の氏名及び印影以外の全部情報開示を求める」と主張している。

よって、審査会は、本件一部開示決定において非開示とされた部分のうち、本件非開示情報1及び2の非開示妥当性についてのみ、審議することとする。

#### エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、実施機関が条例16条2号及び6号で非開示とした部分について、開示請求者以外の特定の個人とは、開示請求者が既に知っている者であり、同条2号に該当する情報はなく、同条6号についても該当するものはない旨主張する。

#### (ア) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報1を開示することによって、通報者、目撃者、その他の関係者（以下「関係者等」という。）との信頼関係が損なわれ、今後、110番通報を躊躇するなど関係者等からの協力が得られにくくなり、通信指令業務及び110番処理事務の適正、円滑な運営に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、通報者が通報を行った場所、通報した内容、その他通報者に関する情報及び開示請求者以外の者の住所、職業等の情報が記載されている。

110番通報は、警察が関係者等の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者等が事案の早期解決を求めて氏名や事案の内容等、自らが知り得た情報を警察に託しているものであると認められるため、本件非開示情報1を開示することとなる、関係者等との信頼関係が損なわれ、今後、関係者等から110番通報に関する協力が得られにくくなるなど、通信指令業務の適正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### (イ) 本件非開示情報2の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報2には、110番通報に基づき行った処理結果から警察官が評価又は判断した事案名が記載されると説明する。

これを踏まえ審査会が検討したところ、本件非開示情報2を開示することとなると、事案処理を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して正確な事実を報告することを躊躇し、110番処理簿の記載内容が形骸化するなど正確な事実の把握が困難になり、その結果、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、竇金 敏明、峰 ひろみ